

第3号様式

市有地売却の媒介に関する契約書

市有地売却の媒介に関する業務に関し、横須賀市（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、市有地売却の媒介に関する協定書（以下「協定書」  
という。）に基づき、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、次に掲げる市有地（以下「市有地」という。）の売却を行うに当たり、市有  
地の購入者（以下「購入者」という。）と甲の媒介を委託し、乙はこれを受託するものと  
する。

物件番号	所在地番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	売却価格(円)

（業務の内容及び媒介報酬の支払い）

第2条 乙は、市有地の売却に当たり、協定書に基づき、購入者と甲との媒介を行い、次  
の書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 市有地買受申請書
- (2) その他甲が指示する必要書類

2 甲は、購入者から売買代金が納入され、所有権移転登記が完了した後、乙からの請求  
に基づき媒介報酬を支払うものとする。

（媒介報酬の額）

第3条 前条第2項の媒介報酬の額は、協定書第10条第1項の定めにより算出した額に  
よるものとする。

（苦情紛争の処理）

第4条 乙は、甲に対し市有地売却の媒介を行うに当たり、第三者との間に苦情又は紛争  
が発生したときは、乙の責任において、これを処理するものとする。

（甲の解除権）

第5条 甲は、乙が次のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき
- (2) 媒介業務の処理が不相当と認められるとき
- (3) この契約を履行することができないと認められるとき
- (4) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年3月29日条例第6号）（以下「暴力団排除条例」  
という。）第2条第2号から第5号のいずれかに該当する者と判明したとき

2 前項第4号に関し確認を行うため、甲が暴力団排除条例第10条の規定に基づき、警察  
その他の関係機関に対し照会等行うことについて乙は了承する。

（費用の負担）

第6条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

（媒介契約の有効期間）

第7条 この契約の有効期間は、契約締結の日から令和 年 月 日までとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この媒介により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約の履行に関し疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 横須賀市小川町11番地  
横須賀市  
横須賀市長 上 地 克 明

乙